

屋外広告物管理者設置届

令和 3年 7月 1日

南会津町長様

届出者 住所 〒967-0004
南会津町田島字後原甲3531-1
氏名 有限会社□□□商店
代表取締役 ○○ ○○
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0241-62-XXXX

次のとおり屋外広告物の管理者を置いたので、福島県屋外広告物条例第21条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日	平成30年 6月 1日	許可番号	第18-40号
広告物の高さ	5m(地上高 5m)	※地上高：地面から広告物等上端までの高さ	
表示区域又は設置場所	南会津町田島字後原甲3531-1		
表示(設置)年月日	平成30年 7月 1日	※広告物等が表示(設置)された年月日 (不明の場合は当初の許可年月日)	
工事 施工者	住所	南会津町田島字XXXX1-1	
	氏名又は名称	株式会社△△工務店 代表取締役 △△ △△	
管理者	住所		
	氏名又は名称	施工者に同じ (電話番号 0241-62-XXXX)	
	所持する資格	屋外広告士	

注

- 所持する資格の欄は、広告物等の管理に関し特別な資格を有する場合に記入すること。地上から広告物等の上端までの距離が4m超の場合、条例第14条の2第2項に定める資格を記入し、資格を証明する書類の写しを添付すること。
- 管理する広告物等が固定広告物等である場合には、当該広告物等のカラー写真を添付すること。

広告物の高さが地上から広告物上端までで4mを超える場合の管理者は必ず有資格者を設置してください。

【資格とは】

- ◆屋外広告士
- ◆建築士(一級・二級)
- ◆広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者(広告美術科にかかるもの)
- ◆一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

注意! : 屋外広告業者登録は有資格者には該当しません。